

# 食料供給困難事態対策法の全体像

- ・ 不測の要因により我が国の食料供給が大幅に不足するリスクが増大。供給不足時には国民生活・国民経済に重大な影響が発生するおそれ。
- ・ **食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって必要な対策を講ずる**ことで、食料供給が困難となる事態を未然に防止し、または事態の深刻化を防ぐための新たな法律「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に公布、令和7年4月1日に施行。

## 事態の段階

## 政府の体制

## 主な措置

### 【平時】

平時や困難兆候、困難事態における対策の基本的な考え方（基本方針）を閣議決定

### <国内外の情報収集>

- 国内外の食料需給に関する状況の調査
- 特に、特定食料に係る民間の在庫等に関する調査

### 【食料供給困難兆候】

- 異常気象や動植物疾病の発生・まん延等により、特定食料の供給が大幅に不足、又はそのおそれ
- 供給確保のための措置を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止できなくなる事態  
(特定食料：  
米、小麦、大豆など国民生活・国民経済上重要な食料)

### 【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全閣僚により構成
- 実施方針の策定  
政府本部の下で、**事態の深刻度**に応じ、関係省庁が行う必要な対策の方針を決定

### <民間の自主的な供給確保の取組を要請>

※対象となる特定食料・特定資材は政令で規定

- 出荷・販売の調整  
(売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷・販売)
  - 輸入の促進
  - 生産・製造の促進
- 要請

### 【食料供給困難事態】

- 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い
- 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が発生  
(目安となる基準：  
供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生)

### <本部による公示>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

### <供給量の正確な把握、供給確保のための指示>

- 出荷・販売の調整
  - 輸入の促進
  - 生産・製造の促進
- ⇒ 事業者は計画を作成・届出 ※計画への記載事項については省令で規定
- （これらの措置でも供給確保できない場合）
- 計画作成指示

### <本部による公示>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

### <熱量を重視した食料の生産・配分>

- 熱量等を重視した生産（生産転換）の要請、計画作成・届出の指示
- 割当て・配給の実施（国民生活安定緊急措置法）

- **国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ**  
(目安となる基準：  
1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である1,850kcalを下回る（おそれ）)

要請を基本

要請等に応じる事業者に対する財政上の措置